

奈良学園大学任期付教員用規程

制 定 平成 18 年 3 月 3 日
最近改正 令和 7 年 6 月 27 日

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、奈良学園大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教育職員（以下「任期付教員」という。）の任用等について必要な事項を定めることにより、本学への多様な人材の受入れを図り、もって本学における教育研究の進展に寄与することを目的とする。

(任期付教員の職務、組織等)

第2条 労働契約において任期を定めることができる任期付教員の職務等については、法第5条第1項の規定に基づくものとし、これを任用できる組織、職名、任期に関する事項については、別表のとおりとする。

(労働契約等)

第3条 学校法人奈良学園（以下「学園」という。）は、前条の定めにより任期を定めて任用を行う場合には、別記様式により当該任用される者の同意を得るものとし、学園と当該任用される者との間で任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(任期付教員の任用等)

第4条 任期付教員の任用等に当たっては、奈良学園大学教員人事委員会規程（平成26年6月20日制定。以下「規程」という。）の規定に基づいて行う。

- 2 任期付教員の再任用に当たっては、当該任期付教員の任期中にその審査を行うものとし、規程第13条から第15条第2項までの定めを準用してこれを行う。準用に当たっては、「専任教員」を「任期付教員」に、「昇任」を「再任用」に読み替えるものとする。
- 3 前項の審査は、準用後の規程第14条第3項の定めに基づき、次の各号に掲げる事項について行う。
 - (1) 教育活動に関する事項
 - (2) 研究活動に関する事項
 - (3) その他本学の管理運営、社会への貢献等に関する事項
- 4 学長は、第2項の審査結果を受け、再任用候補者を企画運営会議及び大学評議会に上程するとともに、常勤理事会による承認を得る。

(規程の改廃及び公表)

- 第5条** この規程を定め、又はこれを変更しようとする場合は、大学評議会においてこれを行う。
- 2 この規程を定め、又は変更した場合は、これを公表するものとする。

(事務)

第6条 任期付教員の任用等に関する事務は、総務企画課においてこれを行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、任期付教員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月3日から施行する。

- 2 この規程は、施行日以降に新たに奈良産業大学に任用される教員に対して適用する。
- 3 この規程は、施行日から2年を経過した後、その改廃を含めて見直しを行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月5日から施行する。
- 2 この規程は、施行日以降に新たに奈良産業大学に任用される教員に対して適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、施行日以降に新たに奈良学園大学に任用される教員に対して適用する。
- 3 この規程の改定以前に奈良産業大学に任用された教員については、なお従前の例による。
- 4 奈良産業大学任期付教員の再任用に関する内規（平成19年12月26日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月27日から施行し、施行日以降に新たに任用される教員に対して適用するとともに、この規程の改定以前に任用された教員については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

所属	対象となる職名	任期	再任用に関する事項
人間教育学部 保健医療学部	教授	5年以内	再任可
	准教授	3年以内	再任可 ただし1回限り
	講師	3年以内	再任可 ただし1回限り
	助教	3年以内	再任可 ただし1回限り
	助手	3年以内	再任可 ただし1回限り

別記様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

学校法人奈良学園理事長 殿

氏名 _____ 印

私は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び奈良学園大学任期付教員用規程第3条の規定に基づき、下記により奈良学園大学の教員として任用されることに同意します。

記

任 期 年 月 日から 年 月 日まで
所 属
職 名